



平成27年 5月15日

各 位

会 社 名 JKホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 青木 慶一郎  
(コード：9896、東証第1部)  
問 合 せ 先 取締役財務部長 渡辺 昭市  
(TEL. 03-5534-3803)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年 5月15日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成27年 6月26日開催予定の当社第69期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社取締役会のスリム化を図ることを目的に、現行定款第19条の取締役の員数を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年 5月 1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待された役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第 2 項及び第40条第 2 項を変更するものであります。なお、定款第29条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。また、改正会社法の施行に伴い、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されましたので現行定款第34条第 3 項の一部を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は <u>25</u> 名以内とする。	第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は <u>15</u> 名以内とする。
第29条 (取締役の責任免除) (条文省略) 2 当社は会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、 <u>任務を怠ったこと</u> による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第29条 (取締役の責任免除) (現行どおり) 2 当社は会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、 <u>任務を怠ったこと</u> による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変更案
<p>第34条（監査役の任期） （条文省略）</p> <p>2（条文省略）</p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>4（条文省略）</p> <p>第40条（監査役の実任免除） （条文省略）</p> <p>2 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第34条（監査役の実任免除） （現行どおり）</p> <p>2（現行どおり）</p> <p>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>4（現行どおり）</p> <p>第40条（監査役の実任免除） （現行どおり）</p> <p>2 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月26日（予定）
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日（予定）

以 上